

## 建築物環境衛生管理業務 仕様書

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の定めに基づく環境衛生基準に従い、建築物環境衛生管理技術者が実施する業務は、この仕様書により実施するものとする。

- 1 発注者が指示する業務は次のとおりとし、その業務は建築物環境衛生管理技術者が行うものとする。
  - (1) 同法で義務づけられている業務の管理実施計画の立案及び作成
  - (2) 建物の昆虫等発生状況点検
  - (3) 関係諸帳簿類の整備
  - (4) 所届出用紙の作成及び届出義務
  - (5) 業務報告の審査及び指導
  - (6) その他必要と認められる事項
- 2 建築物環境衛生管理技術者が、1に定める業務を実施した場合は、その都度遅滞なく甲に報告するものとする。
- 3 ねずみ・昆虫等の発生点検は毎月1回実施するものとし、日程については発注者、受注者協議の上定めるものとする。
- 4 同法施行規則第4条の5の規定に基づくねずみ・昆虫等の防除作業は、年2回実施するものとし、時期については、6月及び12月とし、日程は発注者、受注者協議の上定めるものとする。
- 5 前項に定めた実施時期以外に、ねずみ・昆虫等の発生がみられ発注者から連絡を受けたときは、速やかに作業員を派遣し、防除作業を行うものとする。
- 6 防除作業は、ねずみ・昆虫等の生息場所及び侵入経路等を調査し、当該結果に基づき建物全体について計画的に行うものとする。
- 7 駆除方法は次のとおりとする。
  - (1) ねずみについては、散粉法及び塗布法とし、場所によって使い分けること。
  - (2) 昆虫類については、ミスト法及び塗布法とし、対象昆虫によって使い分けること。
  - (3) 薬剤については、発注者、受注者協議の上適正なものを使用すること。
- 8 薬剤の使用に当たっては、薬剤汚染等の事故防止に十分注意し、必要な予防措置を行うものとする。
- 9 同法施行規則第4条第1項第3号の規定に基づく飲料水に係る水質検査は、8月に16項目及び12項目の検査を実施し、2月に11項目の検査を行うものとする。日程については、甲乙協議の上定めるものとする。
- 10 貯水槽の清掃業務及び遊離残留塩素の検査業務は含まれないこと。